

令和 2（2020）年度

横浜国立大学大学院国際社会科学府
国際経済法学専攻 博士課程前期
学 生 募 集 要 項

一般入試および特別入試
短期修了プログラム入試

【出願手続について】

出願手続は、インターネットから出願申請を行った上で、必要書類を提出してください。

1. 出願申請に必要な環境

出願申請を行うためには、インターネットを利用できるパソコン、プリンター及び電子メールアドレスが必要です。

2. 出願手続の流れ

(1) メールアドレス等の登録

①本学のWeb出願システムにアクセスしてください。

URL : <https://e-apply.jp/e/ynu/>

②画面の指示に従って、志望する専攻等を指定してください。

③氏名やメールアドレス等を登録し、申込を行ってください。

④メールアドレス等の登録が済みましたら、登録完了メールが届きます。

(2) 出願申請から出願書類提出まで

①Web出願システムにログインし、必要な事項を入力し登録してください。（出願申請）

②出願申請後、Web出願システムから入学検定料の支払い方法を選択してください。

③選択した方法に基づき、入学検定料を支払ってください。

④入学検定料の支払完了通知メールを受信した後、Web出願システムから出願に必要な書類を印刷してください。

⑤印刷した書類及び証明書等を所定の出願期間内に提出してください。

⑥全ての書類が本学府に到着した時点をもって、出願手続が完了となります。

※Web出願システムに出願申請を行っただけでは出願手続は完了しませんので、ご注意ください。

※出願手続の詳細は、本要項及びWeb出願システムにて確認してください。

※私費外国人留学生授業料免除制度が変更になりました。変更内容は募集要項のⅪをご確認ください。

国際社会科学府博士課程前期の他専攻を出願希望する者は各専攻の募集要項を請求してください。

目 次

1. 国際経済法学専攻博士課程前期学生募集要項……………	1
2. 国際経済法学専攻案内……………	13

試験日程等一覧

事 項	期 日	発表・受付等
入学資格認定審査(該当者のみ)	～令和元（2019）年7月18日(木)（必着）	郵送・窓口受付
入学資格認定審査結果発表	令和元（2019）年7月25日(木)	電子メールにより通知
出願期間	【W e b 出願システムでの登録期間】 令和元（2019）年7月29日(月)～8月2日(金) 【出願書類の提出期間】 令和元（2019）年8月19日（月）まで（必着）	郵送・窓口受付
筆記試験	令和元（2019）年9月3日(火)9:30～	
口述試験	令和元（2019）年9月3日(火)9:30～	
最終合格発表 ※	令和元（2019）年9月13日(金)14:00頃	通知書郵送・掲示
入学手続期間	令和2（2020）年3月9日(月)～3月11日(水) (必着)	郵送・窓口受付

下記のことは本専攻W e b サイト上でお知らせしますのでご注意ください。

(URL→ <https://www.iblaw.ynu.ac.jp/> 「ニュース&インフォメーション」をご覧ください。)

1. 合格発表（試験日程等一覧中「※」印のものを参考として掲載）
2. 入学試験を延期する場合（天災・流行性疾患蔓延など）
3. その他入学試験に関する緊急の周知事項

1. 国際経済法学専攻博士課程前期学生募集要項

I 募集人員

国際経済法学専攻 25 名

II 出願資格

1. 次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者または令和 2（2020）年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者または令和 2（2020）年 3 月 31 日までに学士の学位を取得見込みの者（注 2）
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者または令和 2（2020）年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者または令和 2（2020）年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または令和 2（2020）年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) の 2 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者または令和 2（2020）年 3 月 31 日までに学士の学位を取得見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または令和 2（2020）年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 個別の審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者で、令和 2（2020）年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの（注 3）

（注 1） 本学大学院学則には(1)～(9)に掲げてあるもののほか、次に掲げる出願資格も規定されていますが、本年度についてはこれらを適用しません。

- ① 大学に 3 年以上在学した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- ② 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- ④ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(注 2) (2)における令和 2（2020）年 3 月 31 日までに学士の学位を取得見込みの者とは、学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づき大学改革支援・学位授与機構が定めている要件を満たすものと認定した短期大学および高等専門学校に置かれた専攻科修了見込みの者で、令和元(2019)年 10 月までに大学改革支援・学位授与機構に学位の授与を申請したものです。

(注 3) (9)において個別の入学資格審査の対象となる者は、主として「短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者など大学卒業資格を有していない者」または「大学卒業までに 16 年を要しない国の大学を卒業した者で、大学教育修了後日本国内または国外の大学、大学共同利用機関法人等これに準ずる研究機関において、研究生、研究員等として 1 年以上研究に従事した者または令和 2（2020）年 3 月 31 日までに 1 年以上研究に従事する見込みのもの」です。

2. 入学資格認定審査

上記「Ⅱ 出願資格 1.」の(5)の2および(8)～(9)の資格により出願しようとする場合は、別途入学資格の有無について審査を行う必要がありますので、以下に従って手続を行ってください。

(1) 提出期限：令和元（2019）年 7 月 18 日（木）まで（郵送の場合も必着）

(2) 提出先：横浜国立大学社会科学系大学院学務係

（住所等は 3 ページの「2. 出願期間及び提出先」を参照のこと。）

(3) 提出方法：窓口への持参又は書留速達による郵送

- ・ 郵送の場合は、**同日まで必着**の書留速達（海外からの郵送の場合は EMS）で送付してください。
- ・ 窓口受付は平日 9 時～17 時、時間厳守です。（12 時 45 分～13 時 45 分を除きます。）
- ・ 「入学資格審査提出書類チェック票」により、提出書類に漏れがないか確認すること。

(4) 提出書類：以下の①～⑧の書類を提出してください。

なお、①②③⑥⑦⑧の書類は、本学ホームページ

(<https://www.ynu.ac.jp/exam/graduate/internet/form/index.html>) にアクセスして各様式を A 4 サイズの用紙に印刷して作成してください。（Word ファイルをダウンロードし、パソコンで作成したものでも構いません。）

- ① 入学資格認定申請書
- ② 横浜国立大学大学院国際社会科学府国際経済法学専攻博士課程前期入学試験出願資格認定審査調書
- ③ 修学年数調書（外国人のみ提出してください。）
- ④ 最終学歴の卒業（見込）証明書または在学期間（見込）証明書（学校長名により作成されたもの）※
- ⑤ 成績証明書（学校長名により作成され、厳封されたもの）※
- ⑥ 研究業績および実務経験等申告書
- ⑦ 研究（希望）計画書（入学資格審査用）
- ⑧ 入学資格審査提出書類チェック票

※上記④⑤の書類は、出願手続時に再提出する必要はありません。

3. 入学資格認定結果通知

令和元（2019）年7月25日（木）に電子メールにて通知します。

Ⅲ 出 願 手 続

1. 出願手続方法

（1）出願手続方法

- 1）W e b 出願システムにアクセスし、メールアドレス等の登録を行ってください。引き続き、W e b 出願システムにログインし、必要な事項を全て入力して出願申請を行ってください。
なお、志望先の選択画面で表示される受験者の区分は、8～9ページの表を参照して選択してください。

出願申請期間：令和元（2019）年7月29日（月）～8月2日（金）

U R L : <https://e-apply.jp/e/ynu/>

※日本政府の国費留学生は、上記U R L で表示される画面から「入学検定料の支払いが不要な方の出願申請」をクリックして登録を開始してください。

※一度「出願申請」をクリックした後は、登録内容を変更することはできません。

- 2）出願申請後、支払手続画面の指示に従って入学検定料の支払手続を行ってください。（入学検定料の支払い方法は、4ページの「④入学検定料」を参照してください。）

なお、支払手続は8月2日（金）までに完了してください。

- 3）支払手続後に受信した支払完了通知メールをA4サイズ用の紙に印刷してください。
- 4）4ページの「3. 提出書類」の内容を取りそろえ、以下の出願期間に提出してください。

出願期間：令和元（2019）年8月19日（月）まで（郵送の場合も必着）

（提出先は3ページの「2. 出願期間及び提出先」を参照してください。）

（2）注意事項

- ①出願手続は、W e b 出願システムによる出願申請、入学検定料の支払い及び必要書類の提出のすべてが、令和元（2019）年8月19日（月）までに完了（郵送の場合は必着）していることが確認されたもののみ受理します。
- ②W e b 出願システムの入力において、一定時間（約20分間）何も操作を行わなかった場合は入力内容が取り消される場合があります。
- ③W e b 出願システムにおける入力作業を一時中断する場合は、「一時保存」をクリックしてログアウトしてください。再ログイン後、入力を再開することができます。これ以外の方法で入力作業を中断した場合は、入力内容が取り消されます。
- ④W e b 出願システムの操作方法に関するお問い合わせは、以下へお願いします。

株式会社ディスコ 「学び・教育サポートセンター」

T E L : 0120-202079（受付時間：月～金 10:00～18:00）

E-Mail : cvs-web@disc.co.jp

2. 出願期間及び提出先

- （1）出願期間（出願書類の提出期限）：令和元（2019）年8月19日（月）まで（郵送の場合も必着）

- （2）提出先 : 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-3

横浜国立大学社会科学系大学院学務係

Graduate School Affairs Office,

Graduate School of International Social Sciences

(3) 提出方法は、窓口への持参又は書留速達による郵送とします。

①窓口受付は平日 9 時～17 時、時間厳守です。(12 時 45 分～13 時 45 分を除きます。)

8 月 9 日(金)～15 日(木)は休業日のため窓口受付はできません。

②郵送の場合は書留速達、海外からの郵送の場合は EMS とし、封筒表面に Web 出願システムから印刷した宛名ラベルを貼付して郵送すること。

③提出の際は、Web 出願システムから印刷した「出願提出書類チェック票」により、提出書類に漏れがないか確認すること。

3. 提出書類

以下の①～⑬のうち該当する書類をすべて提出してください。なお、①～③および⑬は入学検定料を支払った後、Web 出願システムから A 4 サイズの用紙に印刷してください。

①入 学 願 書 志願者の氏名、連絡先、学歴等について入力し、Web 出願システムから印刷後、写真(縦 4 cm、横 3 cm)を貼付したもの。

(注)指導教員として希望できる教員は 17 ページに記載されている国際経済法学専攻専任教員に限ります。

②修学年数調書 学歴等について入力したもので、外国人のみ提出してください。

③研究計画書

(一般入試・特別入試)

本学府において行おうとする研究の計画を 2,000 字程度で入力してください。

(短期修了プログラム入試)

これまでの研究・実務経験、本学府において行おうとする研究の概要、1 年間での修了計画などについて 2,000 字程度で入力してください。

④入学検定料 30,000 円 (日本政府の国費留学生を除きます)

Web 出願システムで出願申請した後に表示される支払手続画面に従い、令和元(2019)年 8 月 2 日(金)までに支払手続を完了してください。支払手続後に受信した支払完了通知メールを A 4 サイズの用紙に印刷したものを提出してください。

【支払方法は次から選択できます】

a. コンビニエンスストア

b. Pay-easy (ペイジー) 対応 A T M による支払

c. Pay-easy (ペイジー) 対応ネットバンクによる支払

d. クレジットカード(海外在住の志願者及び外国人留学生志願者のみ)

e. 中国銀聯網決済(海外在住の志願者及び外国人留学生志願者のみ)

※支払時に別途必要な支払手数料は、志願者本人の負担となります。

※支払方法の詳細は、Web 出願システム「はじめに」の「検定料の支払いについて」を参照してください。

※コンビニエンスストア及び Pay-easy (ペイジー) 対応 A T M の支払方法を選択した場合は、Web 出願システムの画面に表示された各種支払用の番号を当該各支払機関に持参の上、お支払いください。

※支払後に受取るお客様控え又は支払完了通知メールを印刷したものは、ご自分の控えとして大切に保管してください。

※普通為替や現金では受理できません。

※出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の入学検定料は返還いたしません。

- ・入学検定料を払い込んだが本学大学院に出願しなかった場合、又は出願が受理されなかった場合
- ・入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合

【返還方法の問い合わせ先】社会科学系大学院学務係（045-339-3660）

※災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除特別措置について
本学では、災害等で被災した受験生の進学機会を確保する観点から、入学検定料免除の特別措置を行います。詳細は本学Webサイトをご覧ください。
(<https://www.ynu.ac.jp/exam/index.html>)

- ⑤成績証明書 出身大学（在籍大学）作成の原本を提出すること。コピーは不可（注1を参照）。
なお、日本語または英語以外で記入された成績証明書については、後日その日本語訳を求めることがあります。

- ⑥最終学歴の修了（見込）証明書

（1 ページの出願資格(2)により出願する者は、学位授与証明書または修了見込証明書および学位取得見込証明書）

出身大学（在籍大学）作成の原本を提出すること。コピーは不可。

なお、日本語または英語以外で記入されたものについては、後日その日本語訳を求めることがあります。

ただし、外国の大学や大学院を修了した場合で、やむを得ず修了証書のコピーをもって代える場合は、必ず、修了証書原本を事前に受付窓口に表示すること（注1を参照）。

注1 外国の証明書で複写したものしか提出できない場合は、大使館等公的機関で原本証明されたものを提出してください。なお、中華人民共和国駐日本国大使館及び総領事館は、中国国内で発行された卒業証書及び成績表等の文書のコピーと原文一致、翻訳文と原文一致の公証を発行しません。中国国内で発行された卒業証書及び成績表等の公証・認証手続は、中国国内の教育部学歴認証センター（北京市）又は各地方の公証処（各地方の司法局に認定された機関）において行われます。また、教育部学歴認証センターは、郵便による海外からの認証手続の申請も受け付けています。中国国内の教育機関卒業（見込）・修了（見込）の方は、早めに手続を開始するようにしてください。

- ⑦写真 2枚 出願前3ヶ月以内に撮影した、縦4cm×横3cm、上半身無帽、同一のものを入学願書および受験票に貼付してください（白黒、カラーいずれも可）。

- ⑧TOEFL、TOEIC、またはIELTSのスコア証明書

一般入試のうち一般A、一般C、私費外国人留学生受験者、および、社会人一般のうち専門科目筆記試験免除希望者のみ提出してください。

入学試験日(令和元(2019)年9月3日(火))から過去2年以内に受験した試験のスコア証明書を提出してください。

複数の証明書が交付されるものは、証明書原本（1枚）を添付してください。

証明書が1枚しか交付されない場合には、コピーでかまいません。

なお、証明書を偽造したり内容等を改ざんした場合には、入学を取り消します。

注1 TOEFLについては、「EDUCATIONAL TESTING SERVICE」発行の「Official Score Report」のみ有効です。「Official Score Report」は、「EDUCATIONAL TESTING SERVICE」から大学へ直送されることになっています。志願者本人に送られてくる成績証明書とは異なるものですので、十分注意してください。なお、本学（横浜国立大学）への送付手続をする際は、次のコードを使って、出願期間内までに成績証明書が届くように、**日数に余裕を持たせて**手続を済ませてください。手続方法や発

行に要する日数等については、TOEFL テストの日本事務局（CIEE）のホームページに詳しく掲載されていますので、そちらを参考にしてください。出願期間内（令和元（2019）年 8 月 19 日（月））までに成績証明書が本学に届いていない場合、原則として出願は受理されません。

直送手続を行った日にちをメモに書いて、出願書類に同封してください。

横浜国立大学（Yokohama National University）
Institution Code 0410
Department Code 99

注 2 TOEFL iBT については、My Best スコアを使用します。ただし、1 回のみの受験の場合は、Test Date スコアを使用します。

注 3 TOEIC については、「Official Score Certificate」のみ有効です。ただし、日本以外で受験した場合は、「Official Score Report」の提出を認めません。

注 4 TOEFL ITP および TOEIC SW、TOEIC Bridge、TOEIC IP のスコアは出願書類として認めません。

注 5 IELTS のスコアは、IELTS アカデミックモジュールのみ受け付けます。IELTS 公式の「成績証明書（Test Report Form）」は各国の IELTS 事務局から大学へ直送されることになっています。志願者本人に送られている成績証明書とは異なるものですので、十分注意してください。なお、本学（横浜国立大学）への送付手続をする際は、出願期間内までに成績証明書が届くように日数に余裕を持たせて手続を済ませてください。手続方法や発行に要する日数等については、各国の IELTS 事務局のホームページに詳しく掲載されていますので、そちらを参考にしてください。ただし、送付先の住所と宛名は以下のように記載してください。出願期間内（令和元（2019）年 8 月 19 日（月））までに成績証明書が本学に届いていない場合、原則として出願は受理されません。

直送手続を行った日にちをメモに書いて、出願書類に同封してください。

〒240-8501 横浜市保土ケ谷区常盤台 79-8 横浜国立大学 学務部 入試課 Admission Division, Student Affairs Department Yokohama National University 79-8 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama 240-8501 JAPAN
--

注 6 最終的にスコア証明書の提出が必要ですが、スコア証明書が出願期間内に提出できない場合で、出願者からの申請があった場合（様式任意）にかぎり、令和元（2019）年 8 月 27 日（火）までに大学院学務係に届いた正式なスコアは、これを受理します。その他不明な点がある場合は、出願する前に必ず大学院学務係に問い合わせるようにしてください。

⑨在留カードのコピー

外国人のみ提出してください。

出願時に日本に居住している外国人出願者は在留カードのコピー（両面）を提出すること。ただし、日本に居住していない場合は、パスポートの写しを提出し、受験

当日はパスポートを持参してください。

⑩在職証明書 社会人出願者のみ提出してください。

学士の学位を取得後 1 年以上の勤務経験を証明する書類。

(現在または元) 勤務先所属長により作成されたもの。様式任意。

⑪論文 特別入試出願者のみ提出してください。

日本語または英語による論文 (詳細は 9 ページ参照)

⑫その他の提出書類

国費・政府派遣受験者が提出するもの

- a 国費留学生証明書 日本政府の国費留学生の場合。
- b 留学費用(入学料・授業料・生活費)を負担することを証明する書類
外国政府等派遣生の場合には、当該外国政府等により作成されたもの。

短期修了プログラム入試受験者が提出するもの

- a 自己紹介書
書式任意。自分の持つ実務における資格・知識等をわかりやすくまとめたもの。
- b 研究業績、実務経験等の一覧：書式任意。暦年順に並べたもの。
- c 主要業績(抜き刷り、コピー等)：b に掲げたもののうち、主要なもの。
- d 研究計画の詳細(任意提出)
書式任意。③研究計画書で示した研究計画の概要について、詳細をしるしたもの。

⑬出願提出書類チェック票

Web 出願システムから印刷し、提出書類に漏れが無いか確認したうえで、出願提出書類に同封して提出してください。

4. 受験票

令和元(2019)年8月23日(金)までに提出書類を受理したことを電子メールにてお知らせします。受験票は、メールに記載されている指示に従い、Web 出願システムにログインして印刷してください。印刷した受験票は、写真を貼付のうえ、試験当日に持参してください。

5. 受験及び修学の上で配慮を必要とする入学志願者の事前相談について

心身の障害等により、受験及び修学の上で配慮を必要とする場合は、出願前までに必ず下記の事項を示した書面により申し出てください。書式は任意です。また、出願後に不慮の事故等で負傷し、受験及び修学の上で配慮を必要とすることになった場合も、その事由が発生次第速やかに申し出てください。

- 1 氏名・生年月日・住所・電話番号
- 2 受験に際して配慮を希望する事項
- 3 入学後の就学に際して配慮を希望する事項

※診断書、身体障害者手帳の写し等、参考資料を添付してください。

IV 入 試 方 法

1. 一般入試 および 特別入試

入試は、筆記試験、口述試験および提出書類の内容を総合して行います。

(1) 筆記試験の試験科目

受 験 者 の 区 分			試 験 科 目
一 般 入 試	一 般 A	日本の大学において学士の学位を取得した者および 令和2（2020）年3月31日までに取得見込みの者 並びに外国において学校教育における16年の課程を 修了した者および令和2（2020）年3月31日までに修了 見込みの者	英語試験： 筆記試験は行わず、TOEFL、TOEIC、またはIELTSのスコア証明書の提出により、英語試験の成績に換算します。 <u>受験者は上記のいずれかのスコア証明書を必ず提出してください。</u> 筆記試験（専門科目）： ◎次のうち2科目を受験してください。 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、 刑法、刑事訴訟法、国際法、国際私法、 租税法、経済法、労働法、環境法、 知的財産法、社会保障法、政治学、行政学、 開発協力論、法理学
	一 般 B	一般Aの要件に加え、憲法、行政法、民法、商法、民 事訴訟法、刑法、刑事訴訟法を専攻する予定の者	筆記試験（専門科目）： ◎次のうち、憲法、民法、刑法のいずれかを含 め、2科目を受験してください。 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、 刑法、刑事訴訟法
	一 般 C	一般Aの要件に加え、国際法、国際私法、租税法、経 済法、労働法、環境法、知的財産法、社会保障法、政治 学、行政学、開発協力論、法理学を専攻する予定の者で 、法学・政治学系学部出身者でない者。	英語試験： 筆記試験は行わず、TOEFL、TOEIC、またはIELTSのスコア証明書の提出により、英語試験の成績に換算します。 <u>受験者は上記のいずれかのスコア証明書を必ず提出してください。</u> 筆記試験（専門科目）： ◎次のうち1科目を受験してください。 国際法、国際私法、租税法、経済法、 労働法、環境法、知的財産法、社会保障法、 政治学、行政学、開発協力論、法理学

一 般 入 試	私 費 外 国 人 留 学 生	日本国籍を有しない者であって、かつ、 日本における永住資格を有しない者	英語試験： 筆記試験は行わず、TOEFL、TOEIC、またはIELTSのスコア証明書の提出により、英語試験の成績に換算します。<u>受験者は上記のいずれかのスコア証明書を必ず提出してください。</u> 筆記試験（専門科目）： ◎次のうち1科目を受験してください。 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、国際法、国際私法、租税法、経済法、労働法、環境法、知的財産法、社会保障法、政治学、行政学、開発協力論、法理学
	社 会 人	学士の学位を取得した後、官公庁、民間企業等に常勤職員として1年以上在職した経験のある者（令和2（2020）年3月31日までに在職期間が1年以上となる者を含む）	筆記試験（専門科目）： ◎次のうち1科目を受験してください。 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、国際法、国際私法、租税法、経済法、労働法、環境法、知的財産法、社会保障法、政治学、行政学、開発協力論、法理学 ※TOEFL550(iBT79)点以上、TOEIC730点以上、またはIELTS6.0以上のスコアを取得した者は専門科目筆記試験の受験を免除します。
	特 別 入 試	国 費 ・ 政 府 派 遣	日本政府の国費留学生または外国の政府等の派遣生（外国の中央または地方政府が派遣する者で、当該機関が当該学生の留学にかかる費用を負担することを証する書類を提出した者） 日本語または英語による論文（出願書類と併せて提出）

《試験科目の定義等》

- ① 専門科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、国際法、国際私法、租税法、経済法、労働法、環境法、知的財産法、社会保障法、政治学、行政学、開発協力論、法理学の19科目です。入学後の希望指導教員の専門科目（一般Aの方はそのうち1科目）を受験することが望ましい。ただし、一般Bおよび一般Cの受験者は入学後の希望指導教員の専門科目を1科目（一般Bの受験者は2科目のうち1科目）受験しなければならない。
教員の専門科目については17ページ参照。
- ② 一般Cにおける「法学・政治学系学部出身者」とは、以下のいずれかに該当する者を指し、これに該当する者は一般Cでの受験資格はありません。
 - 1) 卒業もしくは在籍する学部等が「法学部」、「法政策学部」、「法学類」である者
 - 2) 卒業もしくは在籍する学科・専攻の名称に「法律、法令」などの意味での「法」、「政治、政策、行政」などの意味での「政」、「自治」、「管理」を含む者（学科に該当するものがないときは、学部名で判断する）。
 - 3) 下記の卒業生・在学生（その前身および後身も含む）
 - ・首都大学東京都市教養学部教養学科法学系
 - 4) その他、授与学位や学科に相当するものの名称から、法学または政治学を主に修めたと判断される者（外国の大学についても同じ）

判断が難しいケースでは、事前に大学院学務係までお問い合わせ下さい（出願後に一般Cでの受験資格がないと判断された場合は、「一般A」での受験となります。このとき、受験科目の追加を認めます）。
- ③ 特別入試の論文の提出は、次のa～dに従って下さい。
 - a 内容：本学府で研究しようとする分野に関連するテーマを選び、論文形式（問題提起、本論展開、結論、参考文献等）で論じて下さい。
 - b 論文は未発表のものに限ります。

- c 枚数：日本語で書く場合はA4の用紙を使い、40字×30行で8枚以上12枚以内とします。
英語で書く場合はA4の用紙で5枚以上10枚以内（ダブルスペース）とします。
- d 提出方法：論文は出願時に他の必要書類とともに郵送するか、または、窓口に提出して下さい。

(2) 試験の日時・場所

① 一般A・一般B

- ・筆記試験 令和元（2019）年9月3日（火）9:30～11:30 場所：横浜国立大学常盤台キャンパス内
- ・口述試験 令和元（2019）年9月3日（火）筆記試験終了後 場所：同上
(ただし、受験者によっては口述試験が9月4日（水）となる場合があります。)

② 一般C、私費外国人留学生、社会人一般

- ・筆記試験 令和元（2019）年9月3日（火）9:30～10:30 場所：横浜国立大学常盤台キャンパス内
- ・口述試験 令和元（2019）年9月3日（火）筆記試験終了後 場所：同上
(ただし、受験者によっては口述試験が9月4日（水）となる場合があります。
また、専門科目筆記試験免除者は9:30から口述試験を行います。)

③ 特別入試（国費・政府派遣）

- ・口述試験 令和元（2019）年9月3日（火）9:30～ 場所：横浜国立大学常盤台キャンパス内
(ただし、受験者によっては口述試験が9月4日（水）となる場合があります。)

2. 短期修了プログラム入学試験

短期修了プログラムを希望する受験生については、別途入学試験を行います。同プログラムについては14ページを参照してください。なお、短期修了プログラム入学試験に合格しなければ、入学後短期修了プログラムによる修学は認められません。

(1) 入試方法

入試は、書類審査と口述試験で行います。

(2) 試験の日時・場所

口述試験

令和元（2019）年9月3日（火）9:30～

 場所：横浜国立大学常盤台キャンパス内
(ただし、口述試験が9月4日（水）となる場合があります。)

V 最終合格者の発表 ※

令和元（2019）年9月13日（金）14時頃

国際社会科学研究棟1F掲示板に掲示するとともに、可否についての通知書を郵送します。
(電話による照会には一切応じません。)

VI 追加合格および第二次募集について ※

- ① 入学手続締切期日後に追加合格を実施する場合があります。
- ② 追加合格および第二次募集の実施の有無、および詳細等については、大学院学務係までご確認ください。

※ 最終合格者の発表および第二次募集の実施については、参考のため、
本専攻Webサイト (<https://www.iblaw.ynu.ac.jp/>) にも掲載します。

VII 入学手続

1. 入学手続期間

令和2（2020）年3月9日（月）から3月11日（水）（期日厳守）

（1）入学手続書類は、合格通知書と共に郵送します。

（2）入学手続は郵送および本学社会科学系大学院学務係窓口で受け付けます。

※郵送受付：3月11日（水）必着

※窓口受付：9時から12時45分・14時から16時（土日、祝日除く）

VIII 入学時に必要な経費

1. 入学料 282,000 円（現行）

2. 授業料（前期） 267,900 円（現行） （年額）535,800 円（現行）

※ 注1 入学料および授業料は改定される場合があります。

注2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。

注3 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

注4 外国の政府等派遣生は入学料および授業料の免除申請、文部科学省の『私費外国人留学生学習奨励費』の申請はできません。

IX 個人情報の取扱いについて

出願書類等に含まれる個人情報は、関係法令に基づき厳重に管理します。また当該個人情報は、本学府入学試験に係る用途、統計、分析に関する業務にのみ使用し、本人の承諾なく他の目的に利用、または提供されることはありません。

X 注意事項

1. 入試に関する問い合わせは、横浜国立大学社会科学系大学院学務係で受け付けます。

2. いったん提出した書類および納入済の入学料は一切返還しません。

3. 出願手続後は、提出済書類の記載事項の修正変更を行うことはできません。

4. 入学試験時に適宜本人確認を行います。写真付きの身分を証明するもの（運転免許証、パスポート、学生証、職員証など）をご持参下さい。

XI 横浜国立大学私費外国人留学生授業料免除制度について

① 制度

学業成績の優秀な私費外国人留学生の受入れ促進及び入学後の奨学支援を行うことを目的とした授業料免除制度です。学業成績のみにより選考を行い、上位の者から、全額免除、半額免除、3割免除の順に割り当てます。

② 対象者

本学の学部または大学院の正規課程に私費外国人留学生として出願する者で日本国の法律（「出入国管理及び難民認定法」）に定められる「留学」の在留資格を有する者または取得見込みの者が対象となります。

※国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、及び私費外国人留学生のうち本人に代わり独立行政法人国際協力機構、世界銀行、外国政府その他の機関が授業料を負担することになった者については免除の

対象者とはなりません。

③ 評価・選考方法

入学試験の成績のみにより選考を行います。学部生及び博士課程前期（修士課程）学生については、上位50%に適用され、上位10%以内が全額免除、次の20%が半額免除、その次の20%が3割免除となります。

④ 申請方法

申請を希望する者は、以下のウェブサイトから「申請書・経費支弁計画書」をダウンロードし、他の出願書類と一緒に出願時に提出してください。

URL: https://www.ynu.ac.jp/campus/expense/foreign_exempt.html

⑤ 結果通知及び必要手続

結果は入学試験の合格者発表時に通知されます。「免除予定者」として決定した者は、所定の手続を完了することで「免除を許可された者」として決定されます。なお、「免除を許可された者」としての決定通知(結果発表)は学期ごとに学生情報システムにより行われます。

⑥ 備考

免除期間は入学時から連続して2学期間です。2年次以降については学期ごとに申請者の学業成績に基づき、適用者及び適用免除額の見直しを行います。2年次以降に授業料免除を希望する者は、所定の期日までに申請を行ってください。詳細は令和2（2020）年12月頃に本学ウェブサイトに掲載する予定です。

令和元（2019）年6月

〒240-8501 横浜市保土ケ谷区常盤台 79-3

横浜国立大学 社会科学系大学院学務係

T E L : 045-339-3660（ダイヤルイン）

平日 8:30～17:00 まで（12:45～13:45 除く）

E-mail : int.gakumu-all@ynu.ac.jp

W e b サイト : <https://www.iblaw.ynu.ac.jp/>

2. 国際経済法学専攻案内

I. 専攻の特徴と特別な制度

1. 入学者受入方針（アドミッションポリシー）

法学・政治学の学部を有しない博士課程前期として幅広いニーズに応え、実務経験のある社会人や法学部出身者以外も幅広く受入れ

(1) 博士課程後期への進学を目指す高度な法学・政治学研究者、弁護士や税理士、司法書士などの実務家、企業・官庁から派遣された社会人を広く受け入れるための選抜方法を実施、また、法学部出身者を広く受け入れることから、実定法を中心とした入学者選抜も設定

(2) 法学・政治学系学部出身者以外の者を広く受け入れるための選抜方法も設定

2. 特徴

(1) 専攻の特徴

国際経済法学専攻（博士課程前期）は、従来の国際関係法専攻で培われた、国際法、租税法、開発協力論などの伝統を踏襲しつつも、そこから発展し、より普遍的で、高度な法学・政治学教育を展開し、基本七法（具体的には、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法をいう）から政治学や基礎法、応用法分野まで広くカバーする法学関連分野（開発協力を含む）に関し、高度な問題発見解決能力を習得するための教育を行います。グローバル化した現代社会において、企業法務などの企業ニーズ等や、より高度専門的な国・地方の公務員の需要に対応し、実践的な実務教育を念頭に置いたグローバルで高度な法学・政治学等の分野の専門知識を有する高度専門職業人、国・地方の公務員などの人材を養成します。

なお、平成 28 年 4 月から国際開発ガバナンス EP が設置されました。このプログラムは、国際的なフィールドで活躍しようとする学生を対象にしたもので、政治学や国際関係法などの法学政治学系科目を体系的に学習するとともに、開発協力のあり方や現場に関わる知識を修得するプログラムを用意し、専門グローバル人材の輩出を目指す教育プログラムです。国際開発ガバナンス EP を選択する場合は、入学後に複数の国際開発ガバナンス EP 担当教員と研究テーマについて相談した上で、指導教員を確定する手続が必要になります。

(2) 徹底した少人数指導体制

本専攻は、1 学年入学定員 25 名に対して専任教員等 16 名が教育を担当することで、学生教員比率では他の追従を許さない高い水準です。さらに、法曹実務専攻の教員も教育に加わることで、充実した教育環境が用意されています。

学生は、各自の専攻分野に応じて指導教員のゼミナールに所属して、きめ細かな研究指導やアカデミック・アドバイスを受けながら、修士論文の執筆に取り掛かることになります。

(3) 多様な修了年限に基づく研究・履修計画

本専攻では、以下のように、1 年から 4 年までの間の多様な履修年数による伸縮性のある研究を遂行することができます。

- ① 前期課程の標準修了年限である 2 年間の課程
- ② 1 年間の在学で修士の学位を取得できる「短期修了プログラム」
- ③ 2 年間の授業料で 3 年ないしは 4 年間に在学しながら所定の単位を修得し修士の学位を取

得できる「長期履修学生制度」

(4) 学部教育や博士課程との連携

本学の経済学部には、充実した法律科目が開設されており、法学系以外の学部や大学院を卒業して本専攻に入学した学生は、不足する法学知識を、大学院における研究のいわばプレレキジットとして補うことができ、その一部は修了に必要な単位に算入することができます。

そして、本専攻を修了し博士後期課程への進学を考えている人、あるいは法曹実務専攻を修了し、引き続き特定の法律分野に特化した研究を続けようと考えている人には、多様に組み合わせた履修方法が考えられます。博士後期課程の在学期間も2年から6年間という伸縮性がありますので、修士（博士前期）課程と博士（博士後期）課程を組み合わせると、各自に相応しい履修計画が建てられます。（例えば、法曹実務専攻3年＋短期修了プログラム（1年）、法曹実務専攻3年＋短期修了プログラム（1年）＋博士課程（2年）、短期修了プログラム（1年）＋博士課程（2年または3年）、長期履修学生制度（4年）＋博士課程（2年または3年）等）

3. 特別な制度

(1) 博士論文研究基礎力考查コース（QEコース）

前期・後期での一貫的博士課程教育のため、博士論文研究基礎力考查コースが設けられています。このコースを履修する者は、修士論文の作成に代えて、①博士論文研究計画（博士課程後期進学に先立ち、関連先行研究の蓄積を展望しつつ、これから執筆する博士論文について具体的な研究計画を示したもの）またはターム・ペーパー（特定のテーマを取り上げ、博士課程前期で学んだ基礎的な専門知識を用いて分析した研究成果）の合格に加え、②博士論文研究基礎力考查（法学・政治学のコアとなる分野の基礎的な専門知識の理解を問う専門科目筆記試験と、各受験者の専門的研究の展開に関する理解・認識を問う口頭試問との2段階で構成されます）の合格が修了要件となります。この場合、修了要件のうち、修得単位の「合計32単位以上」は、「合計36単位以上」と読み替えられます。

(2) 短期修了プログラム

本専攻に1年間だけ在籍して、所定の単位を修得して修了することができるプログラムです。

本プログラムの想定する対象者は、法科大学院修了者、弁護士・司法書士・税理士など有資格者、国家および地方公務員、あるいはJICAなど開発協力分野の実務家であって、上記のいずれかのコースにおける専門分野について相当な知識（法学、政治学、行政学、開発学等）や実務経験を有しているがゆえに、1年間で各分野における修士論文を書き上げることが見込まれる学生です。

本プログラムに在籍する学生は、修了に必要な32単位のうち、約半分を主にコア科目、講義科目から履修しながら、残りを演習Ⅰ・Ⅱといった演習科目を履修することを通じて、集約的な研究指導を受けながら学位取得を目指すことになります。

なお、短期修了プログラムを希望する場合は、短期修了プログラム入学試験に合格する必要があります。詳細は募集要項10ページを参照してください。

(3) 長期履修学生制度（「社会人受験者」対象）

この制度は、「職業を有している等のために一般の学生に比べて年間に修得できる単位数が限られ、標準の修業年限で修了することが困難な学生」を対象としています。

本制度を適用することによって、事情に応じて標準の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより、学位を取得することができます。

長期履修学生として認められた場合に納付する年間授業料は、下記により算出されます。

$$\text{長期履修学生授業料年額} = \text{一般授業料年額} \times \text{標準修業年数（2年）} \div \text{許可された修業年限}$$

本制度の利用希望者は、入学手続時に、申請書および在職証明書（入学後も職を有する旨の表記を要する。出願時提出済みの場合は不要。）・長期履修計画書を提出してください。

なお、申請書書式等は、最終合格者に、入学手続用書類と共に送付します。

Ⅱ．修了要件と取得学位

1．必要修得単位数

本専攻を修了するためには、本学府に2年以上（短期修了プログラムでは1年以上）在学し、所定の32単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格しなければなりません（QEコースに属する者を除く）。

2．取得学位

本専攻を修了した者には、「修士（法学）」「修士(国際経済法学)」または「修士（学術）」の学位が与えられます。

Ⅲ. 設置予定科目一覧（年度によっては不開講科目もあります）

【コア科目】 法学原論 政治学原論 法律文献情報 【国際経済法分野】 国際法研究Ⅰ 国際法研究Ⅱ 国際法研究Ⅲ 国際法研究Ⅳ 国際私法研究Ⅰ 国際私法研究Ⅱ 国際私法研究Ⅲ 経済法研究Ⅰ 経済法研究Ⅱ 経済法研究Ⅲ 知的財産法研究Ⅰ 知的財産法研究Ⅱ 外国法研究 アジア法研究 政治学研究 行政学研究 国際政治学研究 開発協力論研究Ⅰ 開発協力論研究Ⅱ 開発協力論研究Ⅲ 開発協力特論 【実定法分野】 公法研究Ⅰ 公法研究Ⅱ 公法研究Ⅲ 公法研究Ⅳ 民事法研究Ⅰ 民事法研究Ⅱ 民事法研究Ⅲ 民事法研究Ⅳ 民事法研究Ⅴ 民事法研究Ⅵ 刑事法研究Ⅰ 刑事法研究Ⅱ 法理学研究Ⅰ 法理学研究Ⅱ 法理学研究Ⅲ	基本租税法研究 租税法研究Ⅰ 租税法研究Ⅱ 租税法研究Ⅲ 倒産・執行法研究Ⅰ 倒産・執行法研究Ⅱ 倒産・執行法研究Ⅲ 労働法研究Ⅰ 労働法研究Ⅱ 労働法研究Ⅲ 基本社会保障法研究 社会保障法研究Ⅰ 社会保障法研究Ⅱ 環境法研究Ⅰ 環境法研究Ⅱ 【その他】 開発協力フィールドワーク インターンシップ ワークショップ 海洋・海事フィールドワーク 【特別講義】 特殊講義（開発法学） 特殊講義（安全保障論） 【英語によるコミュニケーション科目】 Critical Thinking and Discussion Academic Writing Professional Communication Oral Communication Workshop Presentation Skills Research Methodology 【学府共通科目】 Thesis Writing Presentation and Discussion Skills 【演習科目】 演習Ⅰa 演習Ⅰb 演習Ⅱa 演習Ⅱb
---	---

V 教 員 紹 介（令和2（2020）年度予定）

1. 専任教員（50音順・◎専門科目等）

青柳 由香（あおやぎ ゆか） ◎ 経済法 准教授	白鳥 綱重（しろとり つなしげ） ◎ 著作権法 准教授
荒木 一郎（あらき いちろう） ◎ 国際法、国際経済法 *教授	関 ふ佐子（せき ふさこ） ◎ 社会保障法、高齢者法 *教授
石崎 由希子（いしざき ゆきこ） ◎ 労働法 准教授	常岡 史子（つねおか ふみこ） ◎ 民法（家族法） 教授
内海 朋子（うつみ ともこ） ◎ 刑法 教授	西川 佳代（にしかわ かよ） ◎ 民事訴訟法 教授
椛島 洋美（かばしま ひろみ） ◎ 政治学、国際政治 *教授	根本 洋一（ねもと よういち） ◎ 国際私法、国際民事訴訟法 教授
川端 康之（かわばた やすゆき） ◎ 租税法、国際租税法における租税配分など 教授	米村 幸太郎（よねむら こうたろう） ◎ 法理学 准教授
小池 治（こいけ おさむ） ◎ 行政学、政策過程論、政府間関係論 *教授	ランド ネリダ ◎ コミュニケーション論の研究 *ランド ネリダ准教授を指導教員として 希望することはできません。 准教授
小林 誉明（こばやし たかあき） ◎ 開発協力論 *准教授	
笹岡 愛美（ささおか まなみ） ◎ 商法 准教授	

* 国際開発ガバナンス EP 担当教員

担当教員については変更になる場合があります。

2. 兼任教員（50 音順・◎専門科目等）

板垣 勝彦（いたがき かつひこ） ◎ 行政法	准教授	齋野 彦弥（さいの ひこや） ◎ 刑法、現代刑法理論	教 授
岡庭 幹司（おかにわ まさし） ◎ 民事訴訟法	准教授	常磐 重雄（ときわ しげお） ◎ 弁護士	教 授
加藤 峰夫（かとう みねお） ◎ 環境法、環境政策	教 授	芳賀 良（はが りょう） ◎ 商法、金融商品取引法	教 授
金子 章（かねこ あきら） ◎ 刑事訴訟法、刑事手続と報道の自由	准教授	宮澤 俊昭（みやざわ としあき） ◎ 民法	教 授
君塚 正臣（きみづか まさおみ） ◎ 憲法	教 授	渡 邊 拓（わたなべ たく） ◎ 民法	教 授
工 藤 昇（くどう のぼる） ◎ 弁護士	教 授		

担当教員については変更になる場合があります。

3. その他の教員（50 音順）

齊藤 孝祐（さいとう こうすけ） 横浜国立大学研究推進機構准教授	柳 赫秀（ゆ ひょくす） 非常勤講師 神奈川大学教授
中道 徹（なかみち とおる） 非常勤講師 弁護士	

担当教員については変更になる場合があります。